

市内で活動
する地域福祉の
事業を
応援します！

平成30年度
共同募金助成金による

ふじえだ生き生き助成金 交付申請の手引き



藤枝市社協
キャラクター：キー坊

締 切

平成30年6月8日(金)必着

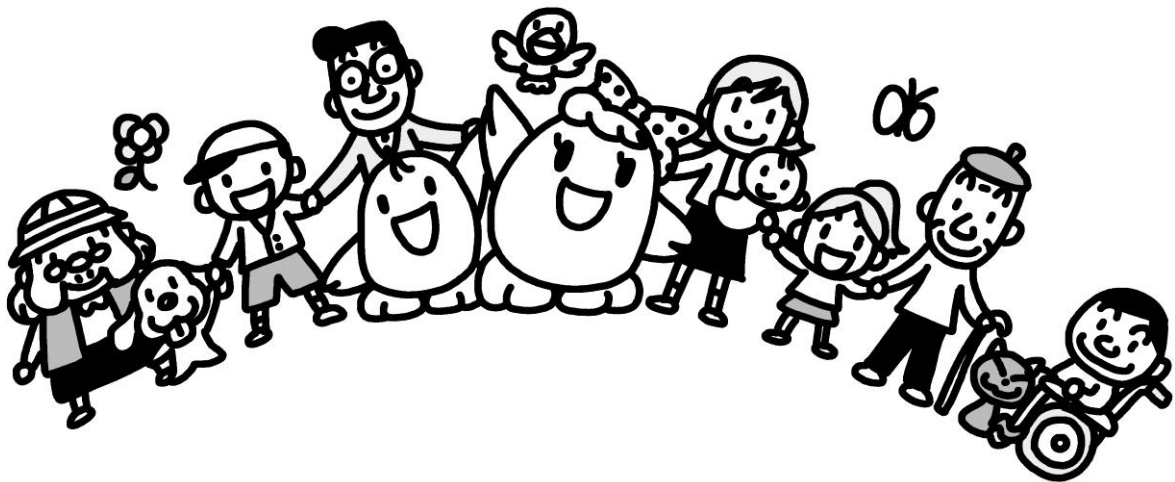
申請・受付先

社会福祉法人 藤枝市社会福祉協議会
藤枝市岡部町内谷1400-1
藤枝市福祉センターきすみれ
電話 054-667-2940
FAX 054-667-3319

助成金の目的

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、藤枝市内で行われている地域福祉推進事業における活動を支援することを目的に助成するものです。

なお、この助成金は、赤い羽根共同募金を財源にしています。



1. 対象団体

藤枝市内に活動拠点を置き、地域福祉推進のために事業を行う以下のA～Cにあてはまる団体で、(1)～(6)の全てに該当する団体が対象となります。

※ただし、未成年者で組織する団体についてはこの限りではありません。

- A : ボランティア団体、市民活動団体、障害当事者団体 等
- B : 自治会、町内会、NPO法人 等
- C : 団体設立後3年未満のボランティア団体、市民活動団体、障害当事者団体 等

- (1) 市内に活動拠点を置いて、地域福祉推進のために事業を行う団体であること。
- (2) 代表者を含め5人以上の構成員で組織していること。
- (3) 申請日までに1年以上の活動実績があること。(新規団体活動事業については、今後1年以上活動の見込みがあること)
- (4) 会則又は規約等を有し、責任者が明確であり、団体として独立した経理が行われていること。
- (5) 政治活動、宗教活動、営利活動、特定の公職者(候補者を含む)若しくは政党を推薦し、支持し、若しくは反対する活動又は暴力団若しくは暴力団員の統制下にある活動を目的とした団体でないこと。
- (6) 団体の繰越金が、団体収支予算の収入合計額の2割を超えないこと。

2. 助成対象事業、助成金額

A : ボランティア団体、市民活動団体、障害当事者団体 等

①福祉のまちづくり・社会参加活動事業

対象事業(例)	助成条件	助成上限額(万円)	
地域福祉・社会福祉を推進するための活動で、住民や対象者に貢献できる活動 (子育て支援や養成講座、学習会、研修会等) 障害児者等の自立支援及び社会参加を目的に行う事業 (学習会、スポーツ、調理を通じての交流等)	自己研鑽、趣味の活動等は対象外 団体の運営に係る会議等は対象外 実施期間:4月～3月	年 36 回以上、かつ 1 回の参加者が 15 人以上	8
		年 24 回以上、かつ 1 回の参加者が 10 人以上	5
		年 12 回以上、かつ 1 回の参加者が 7 人以上	3
		年 6 回以上、かつ 1 回の参加者が 5 人以上	2
		ボランティア連絡協議会に加盟している団体は 1 万円加算または障害当事者が参加する事業は 2 万円加算	

②交流・啓発事業

対象事業(例)	助成条件	助成上限額(万円)
日頃活動を別にしてしている他団体との交流、住民を対象とした福祉に関する講演会・福祉イベント・研修会等	単一の団体のみで行う通常活動は除く 2月末日までに終了すること 実施期間:7月～2月	7

③外出事業

対象事業(例)	助成条件	助成上限額(万円)
障害当事者やその家族等による宿泊、日帰り事業(市外の活動可)。	障害当事者の参加10人以上 2月末日までに終了すること 実施期間:7月～2月	5

B : 自治会、町内会、NPO法人 等

交流・啓発事業

対象事業(例)	助成条件	助成上限額(万円)	
		申請回数	
広く住民を対象とした事業で、原則1日で行うもの 福祉に関する講演会、三世代・四世代交流事業、自治会・町内会単位で行うふれあいまつり等	参加者(見込みで可)が100人以上 事業内容に関わらず、同一団体の申請は5回を限度とする 2月末日までに終了すること 実施期間:7月～2月	1回目	10
		2回目	8
		3回目	6
		4回目	4
		5回目	2

C : 団体設立後3年未満のボランティア団体、市民活動団体、障害当事者団体 等

新規団体活動事業

対象事業(例)	助成条件	助成上限額(万円)
地域福祉・社会福祉を推進するための活動で、継続的に住民や対象者に貢献できる活動(子育て支援や学習支援、研修会等)	設立後3年未満の団体 今後1年以上継続した活動の見込みがあること 1日で完結するような単発事業ではなく、年間を通して継続的に行う事業であること	3

3. 助成の条件

- ① 事業参加費及び申請団体の自主財源を当該総事業費の3分の1以上確保すること。
※ただし、未成年者で組織する団体についてはこの限りではない。
- ② 趣味のサークル等、主に自助を目的とする自主事業でないこと。ただし、障害当事者団体等の自立や社会参加等を促進させる自主事業については対象とする。
- ③ 申請は、1団体1事業とすること。
- ④ 申請書と助成事業の内容に虚偽のないものにする。
- ⑤ 公的サービス事業と重複しない事業とすること。
- ⑥ 静岡県、藤枝市、静岡県共同募金会、静岡県社会福祉協議会、藤枝市社会福祉協議会(以下「市社協」という)、及び各地区社会福祉協議会から補助金及び委託金を受けていない事業とすること。
- ⑦ 市内で行う事業であること。ただし、障害当事者団体等の行う外出事業は除く。
- ⑧ 助成事業を行う際はふじえだ生き生き助成金の助成事業であることを看板やチラシ等に明記すること。
- ⑨ 交付が決定した際、交付年度に実施される赤い羽根共同募金の街頭募金運動に参加すること。
- ⑩ 助成事業を行った際に撮影した写真等を市社協が行う各種広報活動等に使用できる内容であること。

4. 対象経費

申請事業を実施するために直接必要となる経費を対象とします。

A・B・C事業すべてが対象となる経費

対象経費項目	具体的使用例
謝金	研修会・講演会の講師料・交通費 レクリエーション指導者への技術指導等の謝金・交通費 ☆いずれも外部の講師に限る
消耗品費	事業を実施するのに必要な物品・材料の購入経費・消耗品費 ☆団体の維持・運営に要する経費や備品（カメラ・パソコン等）となるものは対象外
印刷費	募集案内チラシ・広報ポスター・報告書等の印刷・コピー代、冊子作成費
通信運搬費	切手代、ハガキ代
使用料及び賃借料	事業や事前・事後の打合せ時の会場使用料、器具借上げ料、エアコン使用料

A②・③、B事業のみ対象となる経費

対象経費項目	具体的使用例
食べ物及び景品購入費	既製品を購入し、参加者の飲食及びゲームの景品等で渡すもの ☆一人あたり合計220円までの助成
保険料	ボランティア行事用保険、旅行保険

A③事業のみ対象となる経費

対象経費項目	具体的使用例
交通費等	バス・電車代、バス借上げ代、有料道路代、駐車料金 ☆下見に係る経費等は対象外

※上記以外の経費は助成対象外となります。

対象外となる経費

経費項目	具体的使用例
備品購入費	カメラ・パソコン・プロジェクター等
A②・③、B事業にかかる食べ物及び景品購入費	一人あたり合計220円を上回った金額

5. 申請方法

次の書類に必要事項を記入のうえ、活動実施期間内に市社協までご提出ください。

【提出書類】

- (1) ふじえだ生き生き助成金申請団体共通シート（様式第1号）
- (2) ふじえだ生き生き助成金交付申請書（様式第2号）
- (3) 事業計画書（様式第3号）
- (4) 収支予算書（様式第4号）
- (5) 今年度事業計画書・収支予算書
- (6) 前年度事業報告書・収支決算書
- (7) 会則または規約
- (8) 会員名簿
- (9) その他市社協会長が必要と認める書類

【申請締切】

平成30年6月8日（金） 厳守

※所定の申請書にて、期日までに郵送または窓口へ持参してください。

【提出先】

藤枝市社会福祉協議会（藤枝市福祉センターきすみれ）

〒421-1131 藤枝市岡部町内谷1400-1

【その他】

平日 午前8時30分～午後5時15分

（土・日曜日、祝日を除く）

※ メール・FAXによる申請受付は行いません。

※ 受付時間に来所が困難な場合は、早めにご相談ください。

6. 審査会

申請書を期日までに提出した団体は、ふじえだ生き生き助成金審査会（以下、審査会）において助成対象事業の目的や期待される効果等を審査員に向けて発表していただきます。

【開催日】

平成30年6月24日（日） 午前9時から

【会 場】

福祉センターきすみれ 2階 会議室

7. 助成の決定

- (1) 審査結果（助成金額）を申請団体宛に文書で通知いたします。
- (2) 市社協の予算の範囲内で、審査会において決定します。
- (3) 申請団体、決定額等についてホームページで公開します。

8. 変更、中止について

次の事項に該当する場合は、あらかじめ市社協会長の承認を受けてください。

- (1) 助成事業を中止し、または廃止しようとする場合
- (2) 助成事業が予定の期間内に完了しない場合または助成事業の遂行が困難になった場合
- (3) 助成事業内容の変更をしようとする場合若しくは全体の助成事業決算額が当初の予算額の8割を下回る場合

9. 事業終了後について

事業終了後、30日以内に、次の書類を提出してください。

【提出書類】

- (1) ふじえだ生き生き助成金実施報告書（様式第9-1、第9-2号）
- (2) 収支決算書（様式第10号）
- (3) 助成対象経費の領収書のコピー
- (4) 実施の様子がわかる写真（5枚程度）、チラシ等
※場合により、広報（社協だより・ホームページ等）活動に使用しますので、公開可能な写真を提出してください。
- (5) その他市社協会長が必要と認める書類

【提出先】

藤枝市社会福祉協議会（藤枝市福祉センターきすみれ）
藤枝市岡部町内谷1400-1

※助成金は申請された事業内容のみの使用に限定します。

なお、事業実施期間に事業が実施できなかった場合は助成金を返還していただきます。また、対象経費の支出額が確定された助成金額より少ない場合は、その差額を速やかに返還していただきます。

平成30年度

ふじえだ生き生き助成金助成の流れ

申請

申請書の提出（申請団体→市社協）

申請書締切：平成30年6月8日（金）

審査会

審査会を開催し、申請団体から助成対象事業の目的や効果等を審査員に発表することで助成金額の決定をします

決定通知

助成の可否・金額を市社協から申請団体に送付します

概算払いが必要な場合

概算払請求書の送付

決定通知書を受け取り後、14日以内に概算払請求書を提出してください（申請団体→市社協）

助成金振込

概算払請求書を受け取り後、指定の金融機関口座に振り込みます

事業実施

助成を受けた活動は、予定どおり実施してください。
やむを得ぬ事情により内容に変更が生じた場合は、市社協までご連絡ください

報告

事業終了後30日以内に、実施報告書を提出してください（申請団体→市社協）

確定通知

実施内容が適合であると認められた場合、申請団体に送付します

概算払いをしない場合

請求書の送付

確定通知書を受け取り後、請求書を提出してください（申請団体→市社協）

助成金振込

請求書を受け取り後、指定の金融機関口座に振り込みます